

2018年6月19日

## 「平成30年大阪府北部を震源とする地震」により被害にあわれた お客さまへの預金払い戻し等の対応について

当社の子会社である西日本シティ銀行（頭取 谷川 浩道）は、本日、『平成30年大阪府北部を震源とする地震』により被害にあわれたお客さまへの預金払い戻し等の対応について」を公表しましたので、お知らせします。

詳細は、別紙をご参照ください。

以 上

2018年6月19日

## 「平成30年大阪府北部を震源とする地震」により被害にあわれた お客さまへの預金払い戻し等の対応について

このたびの平成30年大阪府北部を震源とする地震により被害にあわれた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震で被害にあわれたお客さまの預金払い戻し等について、下記のとおり対応を行いますので、お知らせします。

### 記

1. 預金の通帳・証書・お届け印等をなくされた場合でも、ご本人様の確認を行ったうえで、お支払いに応じますのでご相談ください。
2. 定期預金等の期限前払戻につきましても、応じますのでご相談ください。また、これを担保とするお借入につきましても適宜ご相談ください。
3. このたびの災害による障害の為、支払期日が経過した手形の取立について、ご事情によって対応を検討しますのでご相談ください。
4. このたびの災害による手形・小切手の不渡・取引停止処分、また、電子記録債権の支払不能・取引停止処分等についても、ご事情によって対応を検討しますのでご相談ください。
5. 損傷・汚損した日本銀行券や貨幣の引換えに応じます。
6. 国債をなくされた場合は、お取扱についてご相談ください。
7. このたびの災害の復旧、応急資金等の各種ご融資は、窓口にご相談ください。
8. 罹災証明書のご提示をお願いするお取扱いについても、自治体における罹災証明書の交付が遅延している場合には、対応を検討しますのでご相談ください。

以上

本件に関するお問合せ先  
事務統括部 照山・福田 TEL092-476-2353